



平成19年 5月14日

各 位

会 社 名 株式会社麒麟堂
代 表 者 名 代表取締役社長 寺西 豊彦
(コード番号 2660 東証第一部・大証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役 井村 登
事業戦略室長
(TEL. 06-6330-0211 (代表))

(訂正) 「平成19年2月期 決算短信(連結)」の一部訂正について

平成19年4月3日に開示いたしました「平成19年2月期 決算短信(連結)」に一部追加・訂正事項がございますので、下記のとおり訂正いたします。

記

◎訂正箇所

「平成19年2月期 決算短信(連結)」の7～8ページ「3. 経営成績及び財政状態(4)事業等のリスク」、20ページ「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」、24ページ「注記事項(連結株主資本等変動計算書関係) 3. 配当に関する事項(1)配当金支払額」、44ページ「重要な会計方針」に一部追加・訂正事項がございますので、以下のとおり _____ 線箇所を追加・訂正いたします。

(訂 正 前)

3. 経営成績及び財政状態

(4) 事業等のリスク

③ 店舗政策について

当社グループは、関西大商勢圏における地域シェア及び当社グループの認知度を高めることを重視したドミナントエリア施策を推進し、その拡大・強化を図っており、今後もこうした出店政策をさらに進めていく方針であります。

当社グループが新規出店する際の出店先の選定については、敷金保証金や賃借料等の出店条件、商圈人口等を総合的に勘案いたします。当社グループは常に個別店舗の採算を重視した店舗展開を行っており、当社グループの出店条件に合致する物件がなければ、出店予定数を変更することが必要となるため、当社グループの業績見通しに影響を及ぼす可能性があります。

また、健全な利益計画を推進するための不採算店の閉店及び業態変更等に伴い、特別損失が発生する可能性があります。

⑥ 個人情報の管理について

当社は、ポイントカードシステムの運用に伴う顧客情報を含め、個人情報取扱事業者として店舗及び調剤業務で取り扱う顧客情報を共有するほか、従業員に関する個人情報を保有しております。

当社としては、情報管理については、社内規程を定めるなど十分注意して漏洩防止に努めておりますが、万一個人情報が漏洩した場合には、社会的信用の失墜や訴訟の提起による損害賠償、「個人情報の保護に関する法律」に基づく行政処分等により、当社グループ業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ (追 加)

(追加・訂正後)

3. 経営成績及び財政状態

(4) 事業等のリスク

③ 店舗政策について

当社グループは、関西大商勢圏における地域シェア及び当社グループの認知度を高めることを重視したドミナントエリア施策を推進し、その拡大・強化を図っており、今後もこうした出店政策をさらに進めていく方針であります。

当社グループが新規出店する際の出店先の選定については、敷金保証金や賃借料等の出店条件、商圈人口等を総合的に勘案いたします。当社グループは常に個別店舗の採算を重視した店舗展開を行っており、当社グループの出店条件に合致する物件がなければ、出店予定数を変更することが必要となるため、当社グループの業績見通しに影響を及ぼす可能性があります。

また、健全な利益計画を推進するための不採算店の閉店及び業態変更、減損会計の適用等に伴い、特別損失が発生する可能性があります。

⑥ 個人情報の管理について

当社グループは、ポイントカードシステムの運用に伴う顧客情報を含め、個人情報取扱事業者として店舗及び調剤業務で取り扱う顧客情報を共有するほか、従業員に関する個人情報を保有しております。

当社グループとしては、情報管理については、社内規程を定めるなど十分注意して漏洩防止に努めておりますが、万一個人情報が漏洩した場合には、社会的信用の失墜や訴訟の提起による損害賠償、「個人情報の保護に関する法律」に基づく行政処分等により、当社グループ業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ その他の事項について

a. M&A等の投資について

当社グループは、当社の事業目的に沿ったM&Aも重要な経営課題のひとつとして位置づけております。

M&Aを行う際は、その対象企業の財務内容や契約関係等について、詳細なデューデリジェンスを行うことによって極力リスクの低減に努めておりますが、M&Aを行った後に、偶発債務や未認識債務が発生する場合等が考えられます。

さらに、連結子会社の取得に当たり、支配獲得時点での純資産と子会社株式の取得額の差額は、連結調整勘定として連結貸借対照表に計上されます。連結調整勘定は「のれん」としての性格を有しており、連結対象会社ごとに、その超過収益力の効果の発現する期間にわたって均等償却を行う必要があります。また、連結対象会社の業績が大幅に悪化し、将来の期間にわたって損失が発生する状態が続くと予想される場合には、減損会計により相当の減額を行う必要が生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度においては、連結調整勘定は主として10年間を償却期間としており、その期末残高は40億49百万円であります。

b. 財務制限条項について

当社は、設備資金を確保するとともに、資金調達の機動性及び安定性を高めることを目的に、取引銀行7行と貸出コミットメントライン契約を締結しており、これらには資本の減少及び経常損失の計上に関する財務制限条項が付されております。万一、当社の業績が悪化し、制限条項に抵触した場合には、当該契約による借入金の返済を求められる結果、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(訂正前)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社（㈱ジェイドラッグ、㈱ニッショードラッグ、㈱健美舎の3社）を連結の範囲に含めております。当連結会計年度において、当社は、株式の取得により㈱ジェイドラッグ及び㈱ニッショードラッグを連結の範囲に含めております。

なお、㈱ジェイドラッグについては、みなし取得日を平成18年9月30日としているため、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書は平成18年10月1日より連結しております。

また、㈱ニッショードラッグについては、みなし取得日を同社の仮決算日である平成19年1月31日としているた

め、貸借対照表のみ連結しております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)東洋メディコは、連結子会社である(株)健美舎に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。ただし、除外日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、連結の範囲に含めております。

4. 会計処理基準に関する事項

(5) 重要なヘッジ会計の方法

④ヘッジ有効性評価の方法 …… 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によることとしております。

会計処理の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来資本の部の合計に相当する金額は8,546,655千円であります。

(追加・訂正後)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社（(株)ジェイドラッグ、(株)ニッシュードラッグ、(株)健美舎の3社）を連結の範囲に含めております。当連結会計年度において、当社は、株式の取得により(株)ジェイドラッグ及び(株)ニッシュードラッグを連結の範囲に含めております。

なお、(株)ジェイドラッグについては、みなし取得日を平成18年9月30日としているため、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書は平成18年10月1日より連結しております。

また、(株)ニッシュードラッグについては、みなし取得日を平成19年1月31日とし、同日を同社の仮決算日としているため、貸借対照表のみ連結しております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)東洋メディコは、連結子会社である(株)健美舎に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。ただし、除外日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、連結の範囲に含めております。

4. 会計処理基準に関する事項

(5) 重要なヘッジ会計の方法

④ヘッジ有効性評価の方法 …… 金利スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の判定を省略しております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の判定に代えております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

会計処理の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来資本の部の合計に相当する金額は8,546,655千円であります。

なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。

(訂 正 前)

注記事項

(連結株主資本等変動計算書関係)

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月12日 定時株主総会	普通株式	111,044	12.5	平成18年2月15日	平成18年5月15日
平成18年9月29日 取締役会	普通株式	75,510	8.5	平成18年8月15日	平成18年11月7日

(追加・訂正後)

注記事項

(連結株主資本等変動計算書関係)

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月12日 定時株主総会	普通株式	111,044	12.5	平成18年2月15日	平成18年5月12日
平成18年9月29日 取締役会	普通株式	75,510	8.5	平成18年8月15日	平成18年11月7日

(訂 正 前)

重要な会計方針

会計処理の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は8,462,817千円であります。

(追加・訂正後)

重要な会計方針

会計処理の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は8,462,817千円であります。

なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

以 上